

第十回 参議院文部委員会議録第二十九号

昭和二十六年三月二十八日(木曜日)午前十一時四十分開会

委員の異動

本日委員大谷翠潤君辞任につき、その補欠として川村松助君を議長において指名した。

本日の会議に付した事件

○国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○宗教法人法案(内閣提出・衆議院送付)

○市町立学校職員給與負担法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(堀越儀郎君) それではこれより本日の会議を開きます。

日程第一、国立学校設置法の一部改正する法律案を上程いたします。御質問のおありのかたの御発言を願います。

○荒木正三郎君 国立学校設置法の一部を改正する法律案の附則第二項において、この附則第二項は「第三條の改定により廃止された学校の職員は、別に辞令を発せられないときは、昭和二十六年三月三十日限り職員の身分を失うものとする。」こういう規定であります。ところがこれは制度の改廃によつて止むを得ない措置であると

いうふうに考えることは、余りにもこ

れらの学校に勤めておる教職員の身分を無視するものだと私は考えるのであります。こういう制度の改廃によつて起る變性を教職員のみに負わせるとい

うようなことは当を失しておるものではないかと、かように考えておるわけあります。前の商船学校を文部省に移管いたしました際も、やはり当文部

委員会においては、失職等の虞れのないようにしてもらいたいという委員会の決議があつたのでございます。そ

う点から考えまして、これをこのままで容認するということは、我々として忍び得ないものがあるのでござりますが、これに対しまして、大臣において何か特別な御考慮があるかどうかといふことをお伺いしたい、かように思つてござります。

○國務大臣(天野貞祐君) その点につきましては、私は次のように考えております。即ちこの退官する専門学校等の職員に対しても、大学当局と共に極力就職の斡旋及び退職金についての特別の処遇を講ずる等、温い心持ちを以て失職者を生じない、よう善處いたし

たいと思ひます。こういう考へを以て行きたいと思つております。

○荒木正三郎君 私どもいたしました。

○若木勝蔵君 私は日本社会党を代表いたしまして、私は本改正案に賛意を表します。

○梅原真盛君 私は本案に條件付で賛成いたすものであります。先ほど荒木委員からも御発言がありましたが、又質疑のときにも最も質疑が集中されました附則第二項、これは重大なる意味を含んでいます。只今大臣から言明がございましたが、その言明に副つて、大臣並びに各大学当局が責任を以て善處されることを強く要望いたしまして、私は本改正案に賛意を表します。

○矢嶋三義君 私は本案に條件付で賛成いたすものであります。先ほど荒木委員からも御発言がありました。なお本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第百四條によつて、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならんことになつております

○國務大臣(天野貞祐君) それでは日程第一、国立学校設置法の一部改正する法律案を上程いたしました。

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(堀越儀郎君) 他に御発言ございませんか。御意見も盡きたよう

であります。前商船学校を文部省に移管いたしました際も、やはり当文部

委員会においては、失職等の虞れのないようにしてもらいたいという希望を申添えまして終ります。

○委員長(堀越儀郎君) 他に御発言ございませんか。それは本案に対する御質疑は終了したものと認めまして御異議ございませんか。

○委員長(堀越儀郎君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(堀越儀郎君) 他に御発言ございませんか。それは本案に対する御質疑は終了したものと認めまして御異議ございませんか。

○委員長(堀越儀郎君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(堀越儀郎君) 全会一致でござります。よつて国立学校設置法の一部を改正することに決定いたしました。本案を可決することに賛成のかたの御起立を願います。

多數意見者署名
梅原眞隆 工藤鐵男
加納金助 川村松助
平岡市三 山本勇造
高田なほ子 木村守江
木内キヤウ 高橋道男
矢嶋三義 成瀬幡治
若木勝蔵 大隈信幸
荒木正三郎

○委員長(堀越儀郎君) それでは日程第一、宗教法人法を上程いたします。御質問ございませんか。別に御発言なれば本案に対する質疑は終了しました。おそればならんことになつておりますが、これは委員長において本案の内容は、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することにいたしまして、御承認を得ることとに御異議ございませんか。

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(堀越儀郎君) この宗教法人法には、政教分離の点を十分に考慮し、信教自由に関して十分の考慮を拂われておる

ことに私は賛成をすると同時に、敬意を表するものであります。ただこの高度の信教自由の原則の上に成立つた成文法を、今日の日本の上に行うには相

当な考慮が必要ると信じておるのであります。そうしてその根幹は、国民の宗教的教養を適正に高めるという一

点にあると信じております。よつて当局におきましては、この法の施行と同時に、日本の国立若しくは公立の教育機関の中に、教育基本法の原則に則つ

て、宗教を尊重し又特殊な宗教に片寄らないという点におきまして、ここに画期的な一つの宗教科を制定せられて、国民の宗教的教養を正しく高められるということを要望して、私はこれに賛成を表するものであります。

○矢嶋三義君 私は本案に賛意を表するものであります。この法案の提案の理由にも書いてありますように、宗教活動の自由と自主性、これを尊重している点は非常に結構だと思いますが、それと同時に、やはりこの法案の骨格を成しておるところの責任を公共性といふものも、強くこれは要求されなければならないと思うのであります。そういう意味におきまして、この法案の骨子であるところの認証並びに解散の手続につきましては、十分慎重に法を運用され、特に公共性というような立場から、戦後雨後の筈のごとく発生し述べまして、私の賛成の意を表する言葉を終る次第であります。

○高橋道男君 私も本法案に賛成の意を表明するものでございます。簡単でございますが、その理由を述べることをお許し願いたいと思います。本法案においては、先ず政教の分離と信教の自由の態度が明白にされているといふことがあります。それが第一賛成するところでございます。現行の法人令におきましては、信教の自由としうことが放任された形であります。それが是正されると蒙らうべき状況が発生しておつたのがあります。それが他の制度によつてこれが認められると蒙らうべき状況が発生しておつたのであります。おかれでおりましたために、ややともおきましてはその点が是正されて、即ち認証その他の制度によつてこれが自由に対する限度が與えられることにな

るのでございます。自由に対しても然限度があるのが至当であると思うのでございますが、その点を本法案が主張しておるという点に先ず賛意を表すのでございます。もう一点は宗教団体に対して法を以て或る程度の民主主義運営というような体制を求めている点でございます。でこれは責任役員の三名以上の設置及び規則の改正、或いは財産管理というような点に關して公告の制度が改めて設けられるという点であると思うのでございます。宗教団体はその精神として社会の革新的な圖を持つておると思いますが、その発展途上においては、ややともすると或る点に凝固して、制度上は癡展性がない、民主性を欠くような運営が起り勝ちになると思うのであります。それは制度の上のことであります。内容についてはなお宗教團体当事者において十分努めて行かなければならん点があると思うのでございますが、私はこの二点を主なる理由として賛意を表するのと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堀越儀郎君) 他に御発言ございませんか。御意見も書きたようですが、この意味におきまして、私は満腔の賛意を以てこの法案の成立を希望するものでございます。〔異議なし」と認めて御異議ございませんか。〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本法案を可決することにしております。私のところへも神道会連合会、或いは仏教会連合会などからも本法案の一日も早く成立させておきたいと思います。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堀越儀郎君) 他に御発言ございませんか。御意見も書きたようですが、この意味におきまして、私は満腔の賛意を以てこの法案の成立を希望するものでございます。〔異議なし」と認めて御異議ございませんか。〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

○委員長(堀越儀郎君) 本会議第三、市町村立学校職員給與負担法の一部を改正する法律案を上程いたします。御質問のあるかたは……。御発言ございませんか。それでは本法案に対する質疑は終了したものと認めて御異存ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと認めます。それはこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を講じられる旨の御発言がございましたし、特に公務災害補償につきましては、個々の場合において特別平衡交付金で考慮するということが明らかになつたのでございますので、これが実施の方を強く希望いたしまして、本法案に賛成の意見を終ります。

○矢嶋三義君 私は本法律案に賛成の意を表するものであります。併し若干

賛成の意見を表するものであります。告の内容は本院規則第百四條によつて、あらかじめ多数意見者の承認を経るが適用されることを望みたいと思うのでござります。もう一点は宗教団体に対して法を以て或る程度の民主主義運営というこの体制を求めている点でございます。でこれは責任役員の三名以上の設置及び規則の改正、或いは財産管理といふような点に關して公告の制度が改めて設けられるという点であると思うのでござります。宗教団体はその精神として社会の革新的な圖を持つておると思いますが、その発展途上においては、ややともすると或る点に凝固して、制度上は癡展性がない、民主性を欠くような運営が起り勝ちになると思うのであります。それは制度の上のことであります。内容についてはなお宗教團体当事者において十分努めて行かなければならん点があると思うのでございますが、私はこの二点を主なる理由として賛意を表するのと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堀越儀郎君) 他に御発言ございませんか。御意見も書きたようですが、この意味におきまして、私は満腔の賛意を以てこの法案の成立を希望するものでございます。〔異議なし」と認めて御異議ございませんか。〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本法案を可決することにしております。私のところへも神道会連合会、或いは仏教会連合会などからも本法案の一日も早く成立させておきたいと思います。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堀越儀郎君) 他に御発言ございませんか。御意見も書きたようですが、この意味におきまして、私は満腔の賛意を以てこの法案の成立を希望するものでございます。〔異議なし」と認めて御異議ございませんか。〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

○委員長(堀越儀郎君) 日程第三、市町村立学校職員給與負担法の一部を改正する法律案を上程いたしました。御質問のあるかたは……。御発言ございませんか。それでは本法案に対する質疑は終了したものと認めて御異存ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと認めます。それはこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を講じられる旨の御発言がございましたし、特に公務災害補償につきましては、個々の場合において特別平衡交付金で考慮するということが明らかになつたのでございますので、これが実施の方を強く希望いたしまして、本法案に賛成の意見を終ります。

○矢嶋三義君 私は本法律案に賛成の意を表するものであります。併し若干

意見を申述べますが、本改正案は現行法において時宜に適した改正ではあります。が、法の整備としてはむしろ遅きに失したものと考えるものであります。この法律案を審議する過程において質問を申上げましたように、当面解決すべき問題としては、このうちに定額或いは超勤手続によつて支給されておりますが、この問題は多額の経費を要する問題でありますし、昨日政府委員からも答弁がありましたように、中央において何らかの財政的措置を講じ、早急に超勤の手焼によつて支給されるよう解決さるべきものだと痛感いたすものであります。と同時に直接にはこれと関係ないものでありますが、やはり質疑の間に展開されましたように、教職員の勤務時間、拘束時間、それらに伴いまして生ずるところの超過勤務手当の制度というものは、一日も早く確立しなければならないと思うのであります。超過勤務の手当の問題を出します」と、教職員の職務と責任の特殊性から別表といふのを考えておる、その別表といふのは、更にやがて布かれんとするところの職階制とも関連しておる、こういうようにもつこになつておりまして、早急に解決する機運の見えないのは非常に遺憾とするところであります。超過勤務手当の制度を確立するか、それを含んだところの別表といふものを教職員の待遇改善という立場から、根本的にはどううに考へるものであります。更に教職員の責任とその職務の特殊性といふ立場から、一日も早く解決しなけれどもならない重大な問題である、こういうふうに考へるものであります。

ここに退職年金並びに退職一時金を都道府県の負担とするということを明記されたわけであります。この制度を地方公務員法によりまして、速かに実施しなければならないということが譲り受けられておるわけであります。教育公務員特例法施行後に教育界に身を投じた者にはその制度が確立していないわけでありまして、一日も早く退職年金並びに退職一時金の制度を確立しなければならない、而もそれは地方の財政と併せ考えまして、殊に義務教育に従事する教職員の生活安定保障という立場から、昨日も政府委員が答弁いたしましたように、マイナースの勧告書に副して国家公務員に準じて取扱うというような制度を早急に確立する必要があるると考えるものであります。更にこゝに要望申上げておきたい点は、公務災害補償につきまして、学校医がそれぞれ遭難したような場合には、やはり学校医の身分の關係上から、公務災害補償の適用はできないのだ、それに支出する経費を市町村が困ったような場合に是、特別平衡交付金の精神を生かして地財とも交渉し努力したい、という答弁があつたと思いますが、これは誠に清切な答弁であると私考えるわけでございまして、この点につきましては文部省として十分努力されるよう強く要請するものであります。更に私はこの法律案を審議するに当りまして、私は終りまで、この点についてこの際意見を述べ、要望しておきたいと思います。と申しますのは、現行法の枠内において、いう提案がされますけれども、この法律といふものは、結局今後の教育政策をどういうふうに持つて行くかと、又教育委員会と教育財政の関係

どうする、更には教育委員会をどの程度に設置するか、こういう我が国教育制度の根本を通ずる問題でありまして、その根本的解決をする必要は、その提案理由の中にも出ておると思うのであります。或る面には教員の身分の保障という立場から、或いは適正なる教員の異動という立場から、或いは貧弱なる地方財政を破綻に導かないためにかくしなければならないという提案理由を述べられておるのであります。が、そういうものは、結局根本的に、私先ほど申上げたような問題に満する問題でありまして、この法律案の通過と共に、常に問題とされておりますところの教育委員会制度協議会は、或いは大臣が言われたところの教育政策議会、こういうような二つの会議のものを十分マッチさせして、根本的な解決へと進んで行くべき一つの私案やより前提をこの改正案の提議にはなっております。こういうように考えるわんである。こういう方向へ今後も政府が努力されると要望いたしまして、私は本法律案を改正に賛成いたす者であります。

○委員長(堺越儀郎君)満場一致であります。よつて市町村立学校職員販賣規則の一部を改正する法律案は、本院規則第七十二條によつておつしに於ける質疑応答の旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することにいたしまして御承認願うことに御異存ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堺越儀郎君) 御異議なし
認めます。

それから本院規則第七十二條によつて、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附する事とになつておりますから、本法案を可決することに賛成されたかたは順次御署名を願います。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 堀越儀郎君 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。なお修正の御意見がございましたら、この際お述べを願います。

○荒木正三郎君 私は只今議題になつておりまする教育職員免許法の一部を改正する法律案に対しまして修正の御意見を持つておるものであります。高田なほ子君はか五氏を代表いたしまして、その修正案を説明いたしたいとかのように考えております。

先ず初めに修正案の内容を申上げますと、教育職員免許法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正いたします。附則第七項の改正規定中「二年」の下に「特別の事情ある都道府県で政令で定めるものにあつては、三年」を加えるのでございます。

その修正理由を申上げたいと思いますが、この附則第七項と申しますのは「臨時免許状については、当分の間、相当期間にわたり普通免許状又は仮免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第九條第三項の規定にかかるらず、都道府県の教育委員会及び都道府県知事が協議して、都道府県の教育委員会規則又は都道府県規則で、その有効期間を二年とすることができる。」というのが政府原案の内容でございますが、併し現在日本の実情を見まする場合、或る地方におきまして

○委員長(堀越儀郎君) 満場一致で、
　　お会議における委員長の口頭報告
　　の内容は本院規則第百四條により
　　あらかじめ多数意見者の承認を経な
　　ればならんことになつておりますす
　　が、これは委員長において、本業の内
　　容、本委員会における質疑応答の内
　　容、討論の要旨及び表決の結果を報
　　することにいたしまして御承認願う
　　ことに御異存ござりませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堀越儀郎君) 御異議なし
　　認めます。

それから本院規則第七十二條によ
　　まして、委員長が議院に提出する報
　　書につき多数意見者の署名を附する事
　　とになつておりまするから、本法案案
　　可決することに賛成されたかたは順
　　御署名を願います。

多數意見者署名

若木	勝蔵	荒木正三郎
矢嶋	三義	大隈 信義
木内	キヤウ	成瀬 醍治
高田	なほ子	高橋 道明
山本	勇造	木村 守江
平岡	市三	川村 梶助
工藤	鐵男	加納 金助
梅原	眞陸	

○委員長(堀越儀郎君) ちよつと速
　　をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(堀越儀郎君) 速記を始め
　　下さ。

改正する法律案を上程いたします。御質疑ございませんですか。御質疑がないようでありまするが、本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。なお修正の御意見がございましたら、この際お述べを願います。

○荒木正三郎君 私は只今議題になつておりまする教育職員免許法の一部を改正する法律案に対しまして修正の御意見を持つておるものであります。高田なほ子君ほか五氏を代表いたしまして、その修正案を説明いたしたいと、かように考えております。

先ず初めに修正案の内容を申上げますと、教育職員免許法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正をいたします。附則第七項の改正規定中「二年」の下に「特別の事情ある都道府県で政令で定めるものにあつては、三年」を加えるのでございます。

その修正理由を申上げたいと思いますが、この附則第七項と申しますのは「臨時免許状」については、当分の間、相当期間にわたり普通免許状又は仮免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第九條第三項の規定で、その有効期間を二年とすることができる。」というのが政府原案の内容でございますが、併し現在日本の実情を

免許状を與えるというものでございま
す。併し現在国民学校専科教員の免許
状を持つておる者で、ただ中学校に勤
務しておる者ばかりでなく、中には小
学校にも相当数勤務しておるのでござ
います。これを中学校に勤務しておる
者のみにかような恩典を與え、小学校
に勤務しておる者については何ら考慮
されておらないということは、そこに不
適正を欠くものがあると私どもは考
えておる次第でございます。そこで中學
校、小学校の両方に勤務しておる者、
これには何らの差等をつけないで、や
はりこの法の趣旨のように、五年以上
良好な成績で勤務した者については、
二級普通免許状を與えるようにしな
い、こういう考え方でございます。

只今御説明の修正案に對しまして、賛成を表するものであります。但しこの別表第七号に該当する職員は、即ちこの数が少いものであると考えられます
が、国民学校の専科教員の免許状を有する者のその本質から考えまして、これらは当然中学校の教職員として適当なものでありまするが故に、かようなことがありました際には、やはり中学校のほうに転ぜしめて、適當な場所で適當な教育をすることが、教育の成果をもたらすものであると考えますか故に、文部省におきましては、地方教育委員会にこの旨を伝達されまして、適正な地位に適正なる人を据えられるよう勧奨せられるよう、お願いして止まない次第であります。

○委員長(堀越謙郎君) 全会一致と認めます。よつて教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案は全会一致を以て修正議決されました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第百四條によつて、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならんことになつておりますが、これは委員長において本案の内容及び本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表决の結果を報告することといたしまして、御承認を願うことに御異議ございませんか。

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと認めます。
それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき、多数意見者の署名を附することになつておりますから、本法案を可決することに賛成されたかたは順次御署名を願います。

若木勝藏	矢鳴三義	荒木正三郎
木内キヤウ	高橋道男	大隈信幸
木村守江	工藤鐵男	高田なほ子
川村松助	加納金助	平岡市三
梅原眞隆	○委員長(堀越儀郎君)	川村
本日はこれにて散会いたします。	本日はこれにて	松助

午後零時三十二分散会
出席者は左の通り。
委員長 球 越 儀郎君
理事 加納 金助君
成瀬 輜治君
吉本

○木村守江君 私は教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案に対する

昭和二十六年四月十三日印刷

昭和二十六年四月十四日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所